

学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会

「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた

学校教育活動に関する提言（令和2年5月1日）」に対する見解

全日本教職員連盟

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令された。その後、本宣言は、対象を全都道府県とするものとなり、更に5月4日に5月末までの期間延長が決定した。

本宣言下、学校においても、子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクを回避する観点から、臨時休業措置を継続した学校の設置者が多くあった（4月22日現在、概ね90%以上の学校が臨時休業を実施）。そしてこの間、全日教連加盟単位団体にも現場の教職員から、「いつまで臨時休業が続くのか」や「このままでは学校の再開はできない」、「ICT環境が整備されていない地域では、オンラインでの授業等での学力保障は難しい」といった悲痛な声が寄せられ、その声を要望書にまとめ、臨時中央要請行動として、関係省庁に提出してきたところである。

このような中、令和2年5月1日に学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会より発表された「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」が発表された。

【「1. 基本的な考え方」について】

緊急事態宣言期間内においても学校再開のために、以下の基本的な考え方（抜粋参照）が示された。

この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

「社会全体が」という言葉があるように、先ずもって、この提言を全国民に周知することが必要不可欠である。教育活動を再開する学校に所属する教職員、地域社会、そして学校に子供を通わせる保護者が、本提言の趣旨を理解することこそが、新型コロナウイルス感染症対策の中で学校教育活動を推進していくために何より必要なことである。

さて、「学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始」については、本提言の中で、学校の設置者や学校等を対象に、更に具体的な内容が記載されている。そこには、「学校の設置者に対しては、緊急事態宣言の対象区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされている。また、「生活圏における流行状況によっては再び休校とするなどの判断ができるよう、市町村や都道府県においても体制を構築すべきである」とある。学校の設置者が教育活動再開の判断をすることについては、法令上そのようになることは理解できる。しかしながら、特に県立学校においては、「通学区域は、県内全域とする」という形で生徒を募集し、全県下から生徒が通学しているような場合がある。また、所属教職員についても、他市町から通勤している者も多い。地域や生活圏という部分において、結果的に個別具体での対応となることが予想される。特に通学通勤を許可された児童生徒、教職員が安心して学校生活や学習指導をすることができるように、設置者が全面に立ち地域、保護者への説明責任を果たすように要望する。

【「2. 学校教育活動の再開の具体的な方策」について】

学校教育活動の進め方として、「児童生徒の生活圏でのまん延状況も踏まえながら、臨時休業を行っている学校においても、基本的な感染症対策を徹底した上で、3つの密を避けるように工夫して学校教育活動を再開し、学校において児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことにより、全ての児童生徒が教育を受けることができるようにしていくことが必要である」とされ、「座席の配置の工夫としては、当分の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形とする。このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、学級を2又は3の小グループに分け、異なる教室や時間で指導を行う等の対応をとることも考えられる」と、実際に授業を行う教室環境を示した。加えて、「特に、体調の悪い教職員が休みやすいような環境作りをする必要がある」と言及している。現場においてもこれまで、臨時休業期間中に登校日を設定し、分散で登校する等の配慮をした上で児童生徒の健康状態の確認や学習の進捗状況の確認、課題や配布物の受け渡し等を行ってきた。しかしながら、本提言に示された「学級を2又は3の小グループに分け、異なる教室や時間での指導」を行うためには、分かれた教室において指導するための人材の配置がセットでなければならない。そして、教職員が休みやすい環境にも代替教職員が必要である。

教職員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められており、国が責任をもつべきものであると考える。令和2年補正予算において「学習指導員約2万人」の確保が可能となる予算が認められたところではあるが、引き続き、国に対しては十分な予算確保、任命権者である都道府県には人材のより一層の確保を要望する。

各教科等に関する指導については、「感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。部活動を実施する場合にも、各教科等の指導に準じて感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い活動については行わないこと」とされ、音楽科や家庭科等の指導について具体的な内容が示されている。しかしながら、学校教育法施行規

則において教育課程については学習指導要領によると定められている以上、現場は確実に指導し評価しなければならないとの気持ちが強い。現場の「感染拡大は避けたいが、指導ができない」、「指導しない場合、評価はどうするのか」「指導するための時数が足りない」といった葛藤や不安を取り除くためにも、文部科学省には緊急措置としての教育課程の弾力的運用の拡大措置を要望する。また、部活動については、競技や活動内容等によって専門的な知見が必要になると考える。全日本剣道連盟のように「対人的な稽古の中止」を呼び掛けている団体もある。こうした情報を共有できる体制を早急に整備し、活動に生かすことが重要である。

登下校について、「登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、安全の観点から集団登下校を行う場合には密集とならないよう指導することなどの工夫が考えられる」や「徒歩圏内から通える小中学生等については、登下校時の感染リスクは低い」との記載がある。確かに感染のリスクは低いですが、学年分散での登校となると集団登下校を実施しても低学年のみとなるようなことも予想され、安全上非常に危険になる。本提言にある分散登校の例として、「学校生活を開始することができていない小学校第1学年等から優先的に」となればなおさらである。児童生徒の登下校時の安全確保のために、国に対してスクールガード増員のための予算確保や警察等との連携を可能とする通知の発出等を要望する。併せて、兄弟または姉妹等の家庭で、分散登校により兄弟のみが登校した場合の弟妹の居場所の確保について、受け皿の準備等しっかりとした施策が推進されるように要望する。

【最後に】

緊急事態宣言が延長される中、本提言が示され、今後の学校における新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた教育活動に関する基本的な考え方、そして具体的方策が示されたことは評価する。その一方で、本提言を実効可能なものへと具現化していくためには予算確保が必要である。また、基本的な考え方に示されたように、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくことは、常に現場が必要とする施策を推進するために重要なことである。本提言の趣旨が周知されるとともに、今後、十分な予算確保、現場の求める施策推進がなされることを期待する。

全日教連は、教職員団体として、現場の声を集め、施策実施のための予算確保や施策改善のために行動していく。